

必ずお読みください

- ★免税証に記載された有効期間内において免税軽油を購入してください。
- ★免税軽油が使用できるのは、免税軽油使用者証に記載された機械だけです。
- ★機械を追加・更新したら、免税軽油を給油する前に、免税軽油使用者証の書換申請が必要です。
- ★免税軽油が使用できるのは、承認のあった用途だけです。
(例：農業の場合、農業だけに使用できます。)
- ★免税軽油使用者証と免税証は、本人が大切に保管・管理し、免税軽油購入の都度、購入数量分の免税証を販売業者に渡してください。
- ★免税証を他人に譲り渡した場合には、罰せられます。
- ★免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けて下さい。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。
- ★免税機械を随時に訪問して確認しますので、ご協力ください。
 - ・機械の型式・番号と使用者証の登録内容を照合します。
 - ・軽油（400 ml）を採油して性状分析を行います。

以上のことが守られない場合には、軽油引取税が課税されます。
また、地方税法の規定により罰せられることがあります。